

社会福祉法人菊川福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菊川福祉会の役員等の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事、評議員、をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会等の出席報酬等)

第3条 理事長及び副理事長、理事、監事が理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したとき、または評議員が評議員会に出席したとき、は、報酬として半日3,000円、1日5,000円を支給する。

(支給基準等)

第4条 役員等の勤務形態については、原則、非常勤とする。

2 理事及び監事に対して、各年度の総額が、600,000円を超えない範囲で、報酬として支給することができる。なお、評議員については、定款第8条の規定による。

3 支給方法として、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金にて支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人菊川福祉会旅費規程に定める日当に準じて費用弁償を行うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成28年2月23日から施行し、平成28年2月8日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。